

令和2年12月18日

株式会社TBSグロウディアに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社TBSグロウディア（以下「TBSグロウディア」といいます。）に対し、同社が供給する「TBCスレンダーパッド」と称する商品及び「トルネードRFローラー」と称する商品に係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添1及び別添2参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名称 株式会社TBSグロウディア（法人番号 9010401139403）
所在地 東京都港区赤坂五丁目2番20号
代表者 代表取締役 園田 憲
設立年月 平成30年6月
資本金 5000万円（令和2年12月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

ア 「TBCスレンダーパッド」と称する商品（以下「本件商品①」という。）
イ 「トルネードRFローラー」と称する商品（以下「本件商品②」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

BS放送を通じて放送した「プレミアムカイモノラボ」と称するテレビショッピング番組（以下「本件番組」という。）

(イ) 表示期間

- a 本件商品①
平成30年12月29日
- b 本件商品②
平成31年3月17日

(ウ) 表示内容

a 本件商品① (別紙1)

「今回御紹介するアイテムを使えば、寸胴ボディもたった3週間でこんなすっきりくびれボディに」及び「下腹部がなんとマイナス8.5センチ」との音声、「使用前 81.0cm」、「3週間使用后 72.5cm」及び「下腹部 -8.5cm」との文字の映像等と、別表1「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①を腹部に使用すれば、本件商品①の電気刺激によって腹部の筋肉が鍛えられることにより、特段の食事制限や激しい運動をすることなく、1日20分間の使用を3週間継続することで腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

b 本件商品② (別紙2)

「そこで、お腹周りでお悩みの皆さんに、軽微な運動を併せて、EMSモードで4週間使ってくださいました」との音声、「使用前 へそ周り74.3cm」との文字の映像、「へそ周り63.8センチ。マイナス10.5センチです」、「1回わずか10分間の使用を4週間続けていただけてなんとマイナス10.5センチ」との音声等と、別表2「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②を身体の部位に使用すれば、本件商品②によって当該部分がかみ出されるとともに温められ、かつ、本件商品②の電気刺激によって当該部位の筋肉が引き締められることにより、1日10分間の使用を3週間又は4週間継続することで当該部位の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

前記アの表示について、消費者庁は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、TBSグローディアに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

ウ 打消し表示

(7) 本件商品①に係る前記ア(ウ) aの表示について、平成30年12月29日に本件番組において、「※効果には個人差があります」、「食事摂取に気を配り、軽微な運動を併せて行った結果です」、「※一時的な効果です」、「※他モニター3名平均値 へそ周り-5.1cm 下腹部-4.4cm」及び「※モニター3名平均値 下腹部-7.2cm」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記ア(ウ) aの表示から受ける本件商品①の効果に関する認識を打ち消すものではない。

(4) 本件商品②に係る前記ア(ウ) bの表示について、平成31年3月17

日に本件番組において、「※使用条件＝１回１部位１０分を１日１回以上」、「※効果には個人差があります」、「※食事摂取に気を配り軽微な運動を併せて行った結果です」、「※モニター５名平均値 へそ回り－１０ｃｍ」及び「※一時的な効果です」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記ア(ウ) bの表示から受ける本件商品②の効果に関する認識を打ち消すものではない。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、それぞれ、本件商品①及び本件商品②の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 ０３（３５０７）９２３９

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

表示内容

- ・人物の腹部の本件商品①使用前後を比較した映像と共に、「今回御紹介するアイテムを使えば、寸胴ボディもたった3週間でこんなすっきりくびれボディに」及び「下腹部がなんとマイナス8.5センチ」との音声、「使用前 81.0cm」、「3週間使用后 72.5cm」及び「下腹部 -8.5cm」との文字の映像、人物の腹部の本件商品①使用前後を比較した映像と共に、「別の方もマイナス7.5センチと驚きの結果が」との音声、「使用前 82.4cm」、「3週間使用后 74.9cm」及び「下腹部 -7.5cm」との文字の映像、並びに「開発したのはエステティックTBC。日本全国で190店舗以上を展開。誰もが一度は耳にしたことのある大人気のエステサロンです」との音声
- ・本件商品①のメーカーを訪問して話を聞く2名の人物の映像と共に、「TBCが開発した自宅で楽にくびれボディが目指せるアイテムがあるって聞いてやってきたんですが」との音声及び「自宅で楽にくびれボディが目指せるアイテム!？」との文字の映像、本件商品①の映像と共に、「はい、そうなんです。実はこれなんです。TBCスレンダーパッドというんですね」との音声及び「TBCスレンダーパッド」との文字の映像、「ほおー、これなんか、物自体もかなりスレンダーですね」、「でもね、見た目だけじゃなくパワーもすごいんです。TBCのオリジナルのEMSプログラムを搭載していますので、これをお腹にぺたっと貼るだけで、理想のくびれラインが目指せるんですよ」、「貼るだけで、本当ですか」及び「はい」との音声、「お腹に貼るだけで理想のくびれラインが目指せる」との文字の映像、並びに「ジェルパッドタイプなので、そのままお腹に貼るだけ、と使い方は簡単。あとはスイッチを入れてみると」との音声
- ・本件商品①を腹部に装着している2名の人物の映像と共に、「うおー、きた」、「うわー、すごい」、「筋肉に届いてる感じ、すごいするんで」、「サロンで施術受けているみたいな感覚」、「痛みみたいなものじゃなくて気持ち良さ」、「本当、運動している感じ」及び「でも、運動しているときの辛さがないのが、もうすごく」との音声、並びに本件商品①を腹部に装着している人物の映像と共に、「運動している時の辛さがないのがい」との文字の映像
- ・「実は、スレンダーパッドは、フューチャーストリームコースという技術の再現を目指して開発したものです」、「筋繊維の方向に向かって動かすことが大事なんです」及び「フューチャーストリームコースは、筋繊維の方向に合わせてパッドを配置していますので効率よく筋肉を動かすことができるので、お客様は寝ているだけで美しいボディライン、すっきり

としたボディラインを目指すことができるんです」との音声、本件商品①を腹部に装着している人物の映像と共に、「スレンダーパッドは、そんな人気コースの施術を再現するように開発され、計8枚のパッドでお腹を引き締めるために大切な腹直筋、くびれづくりに大切な腹斜筋を筋繊維の方向に合わせて同時に鍛えることができるんです」との音声

- ・「TBCの技術と知識をこれ一つに詰め込んでますので、1回20分で十分な効果が期待できると思います」及び「ほおー、20分」との音声、「1回20分で十分な効果が期待できる」との文字の映像、本件商品①を腹部に装着して椅子に寝そべる人物の映像と共に、「同時に効率的に鍛えてくれるので、たった1回で効果が期待できるそう」との音声、腹囲を計測される人物の映像と共に、「果たして結果は」、「へそ周り87.3センチマイナス5.5センチです」及び「えー、たった20分で」との音声、「使用前 92.8cm」及び「20分使用后 87.3cm」との文字の映像、人物の腹部の本件商品①使用前後を比較した映像と共に、「くびれが見つからなかった長尾のぽっこりお腹が、パッドを貼ってただけでくびれラインが現れすっきり」及び「一回の使用で一時的に、マイナス5.5センチ」との音声、並びに人物の腹部の本件商品①使用前後を比較した映像と共に、「そして、もともとスリムな体型の相沢ですが、使用前よりもはっきりくびれができ、マイナス3.8センチもサイズダウン」との音声
- ・3名の人物の映像と共に、「使い続けるとより効果的、ということで、体型に悩む方々にスレンダーパッドを3週間使っていただきました」との音声及び「スレンダーパッドを3週間体験」との文字の映像、ビールを飲んでいる人物、ケーキを食べている人物及びパンを食べている人物の映像、並びに掃除機を掛けている人物、ソファに座っている人物及び寝そべている人物の映像と共に、「食事制限や激しい運動をすることなく普段の生活にスレンダーパッドを取り入れただけ」及び「その結果は」との音声、「使用前 81.0cm」及び「3週間使用后 72.5cm」との文字の映像、人物の腹部の本件商品①使用前後を比較した映像と共に、「ビール好きの■■■■さんの寸胴ボディが」、「すっきりしてくびれ、見事なくびれボディに大変身」、「たった3週間でマイナス8.5センチもサイズダウン」及び「悩みだった脇腹のお肉まですっきり」との音声、「■■■■さん(49)」、「使用前 81.0cm」、「3週間使用后 72.5cm」及び「下腹部 -8.5cm」との文字の映像、人物の腹部の本件商品①使用前後を比較した映像と共に、「そして■■■■さんは」、「3週間後、きれいなくびれラインを手に入れました。なんと、マイナス7.5センチとスタイルアップに大成功」との音声、並びに人物の映像と共に「苦しくもなかったし、自分で何も頑張っていないので、何もせず7.5センチはす

ごいびっくりですね」との音声、「苦しくもなかったし自分では何も頑張
ってないので」及び「何もせずに－7.5cmはびっくり」との文字の映
像

表示内容

- ・人物の臀部及び顔の映像と共に、「女性を悩ませる固まったお肉やお顔のたるたる感。これらをケアするヒントを、エステティシヤンの菊池さんに伺うと」との音声、「重要なポイントが3つございます。まずはしっかり温めるということです」との音声及び「重要なポイントが3つ」との文字の映像、「うちのサロンでは、ラジオ波でまずしっかり温めていきます」、「次に、しっかりともみ流していきまして」、「最後に、EMSで筋肉を深いところまで刺激を与えて引き締めていきます」及び「こういったコースをおすすめしております」との音声、「エステで重要なポイント ①ラジオ波で肌の奥まであたためる」、「エステで重要なポイント ②もみだす」及び「エステで重要なポイント ③EMSで筋肉を刺激して引き締める」との文字の映像、並びに腹部を強調した人物の映像と共に、「エステで行えるもみだし&ラジオ波&EMSができる日本初の美容ローラー」との文字の映像
- ・人物の腹部の本件商品②使用前後を比較した映像と共に、「お腹に当てて転がし、軽微な運動を併せて、4週間試してもらった結果、なんと11.5センチもサイズダウン」との音声、「XXXXXXXXXXさん(51)」、「使用前 へそ周り80.3cm」、「4週間使用后 へそ周り68.8cm」及び「へそ周り -11.5cm」との文字の映像、並びに「しかも、たった1台で、体のケアはもちろん、お顔のケアにも使える優れ物なんです」及び「エステの3つのケアがどのようにできるのか、大手美容機器メーカーヤーマンに向かってみると」との音声
- ・「お待ちしておりました。原です。よろしく申し上げます」、「待っていたのは、ヤーマンの商品アドバイザー、モデルや美容家としても活躍し、奇跡の美ボディとしての呼び声も高い原志保さん」及び「今日は、こだわりの機能を搭載した日本初の美容アイテムがあるっていうふうに聞いてきたんですけど」との音声、本件商品②の映像と共に、「はい、そうなんです。こちらのトルネードRFローラーなんです」、「これ1台で、気になるボディケアはもちろんのこと、お顔のケアまでできちゃうんです」、「えっ、1台で、体も、顔もですか」、「はい。」、「ってことは、これを使えば原さんみたいなこの美ボディが私も手に入るってことですか」及び「はい、そうなんです」との音声
- ・人物の腹部の映像と共に、「私、あの、こんなお腹なんですけど大丈夫ですかね」及び「はい、こちらの商品、こういったお肉のためにあるものですから、お任せください」との音声、並びに本件商品②を使用している立体イメージ映像と共に、「エステで行えるケア、一つ目はもみ出し。それ

が、トルネードRFローラーでできる秘密は、ヤーマンの特許技術搭載のローラー部分にあるんです。この特殊な回転をするローラーが、つまむ・離すを繰り返すことで、エステティシヤンの繊細な手の動きを再現」との音声及び「トルネードRFローラーのスゴさ ローラーでつまんで離す⇒エステの手技を再現」との文字の映像

- ・本件商品②を使用している3名の人物の映像と共に、「おおー、効いてる感じしますね」、「もまれてるー」、「なんかちょっとあったかくなってきた感じしません」及び「汗かいてきました」との音声、本件商品②を使用している人物の映像と共に、「それが重要なんです」及び「固まったお肉やデコボコ肌は温めながらケアすることが大切なんですね」との音声、「スタイルアップに重要 固まったお肉やデコボコ肌⇒あたためながらケアが大事」との文字の映像、並びに本件商品②を使用している立体イメージ映像と共に、「エステで行えるケア、二つ目はラジオ波。トルネードRFローラーには肌を温めてくれるラジオ波も搭載。気になるデコボコ肌を奥まで温めながらもみ出してくれるんです」及び「更に、スイッチを切り替え、ジェルを塗って」との音声、「トルネードRFローラーのスゴさ ラジオ波で肌をあたためる」との文字の映像

- ・本件商品②を使用している3名の人物の映像と共に、「えっ。なにこれ」、「これがEMSなんです」、「EMSは、筋肉を刺激して引き締めしてくれるんです」、「あ、ほんとだ。ほんとだ」、「筋肉まで」及び「内側まで来てるー」との音声、「これがEMSなんです」との文字の映像、並びに本件商品②を使用している立体イメージ映像と共に、「三つ目はEMS。EMSで筋肉を刺激しながらもみ出しケアができちゃうんです」及び「まさにエステで行える3つのケアを1台に搭載した日本初の美容ローラー。しかも、これだけの機能を搭載しているのだから」との音声、「トルネードRFローラーのスゴさ EMSがお肉と同時に筋肉を引き締める」との文字の映像、「10分で効果を実感していただけます」、「えっ、10分で」及び「はい、10分で大丈夫です」との音声、「10分で効果を実感できます」との文字の映像、「そこで、ぽっこりお腹に悩むれおていと一緒に、トルネードRFローラーをEMSモードで10分間体験」との音声、人物の腹部の本件商品②使用前の映像と共に、「使用前 ヘそ周り80.5cm」との文字の映像、腹囲を測定される人物の映像と共に、「ヘそ周り72.9センチ、マイナス7.6センチです」との音声、人物の腹部の本件商品②使用後の映像と共に、「さち(31)」、「10分間使用後 ヘそ周り72.9cm」、「ヘそ周り -7.6cm」との文字の映像、人物の腹部の本件商品②使用前後を比較した映像と共に、「わずか10分間の使用で御覧のとおり。なんと一時的に7.6センチもサイズダウン」及び

「嬉しい」との音声、人物の腹部の本件商品②使用前の映像と共に、「使用前 へそ周り104.4cm」との文字の映像、腹囲を測定される人物の映像と共に、「へそ周り95.2センチ、マイナス9.2センチです」との音声、人物の腹部の本件商品②使用前後を比較した映像と共に、「見た目もはっきり分かるほどすっきり。なんと一時的に9.2センチもサイズダウン」、「9センチ」、「えっ、10分でですよね」及び「1分で1センチ」との音声、「れおてい(31)」、「使用前 へそ周り104.4cm」、「10分間使用後 へそ周り95.2cm」及び「へそ周り -9.2cm」との文字の映像、並びに「一か所たった10分で、全身をケアできるトルネードRFローラー」との音声

- ・ヤーマン商品アドバイザーとする人物の映像と共に、「今、実感していただいているのは、あくまで一時的なものなんですけれど、使い続けていただくことでスタイルアップときれいなお顔を目指していただけるんです」との音声及び「継続して使えばより効果が期待」との文字の映像、人物の腹部の映像と共に、「そこで、お腹周りでお悩みの皆さんに、軽微な運動を併せて、EMSモードで4週間使っていただきました」との音声及び「トルネードRFローラーを4週間体験」との文字の映像、人物の腹部の本件商品②使用前の映像と共に、「へそ周り74.3センチだった■■■さんは」との音声、「■■■さん(21)」及び「使用前 へそ周り74.3cm」との文字の映像、腹囲を測定される人物の映像と共に、「へそ周り63.8センチ。マイナス10.5センチです」との音声、及び「へそ周り63.8cm -10.5cmです」との文字の映像、人物の腹部の本件商品②使用前後を比較した映像と共に、「1回わずか10分間の使用を4週間続けていただけでなんとマイナス10.5センチ」との音声、「■■■さん(21)」、「使用前 へそ周り74.3cm」、「4週間使用後 へそ周り63.8cm」及び「へそ周り -10.5cm」との文字の映像、人物の腹部の本件商品②使用前の映像と共に、「正面からだとほっそりして見えるのに、隠れぽっこりに悩んでいた「■■■さんは」との音声、「■■■さん(51)」及び「使用前 へそ周り80.3cm」との文字の映像、並びに人物の腹部の本件商品②使用前後を比較した映像と共に、「マイナス11.5センチです」及び「御覧のとおり、驚きの変化。なんと、11.5センチもサイズダウン」との音声、「■■■さん(51)」、「使用前 へそ周り80.3cm」、「4週間使用後 へそ周り68.8cm」及び「へそ周り -11.5cm」との文字の映像
- ・「実はあの後、かぎしっぽのお二人が、3週間これを使い続けてくれたんですよ」との音声、寝そべりながら本件商品②を腹部に使用する人物及び本件商品②を顔に使用する人物の映像と共に、「3週間、軽微な運動と併

せてEMSモードで毎日使い続けたかぎしっぽの二人。果たして変化はあったのか」との音声、「かぎしっぽ」及び「トルネードRFローラーを3週間体験」との文字の映像、人物の腹部の本件商品②使用前の映像と共に、「使用前 へそ周り80.5cm」との文字の映像、腹囲を測定される人物の映像と共に、「へそ周り72.0センチ、マイナス8.5センチです」との音声、人物の腹部の本件商品②使用前後を比較した映像と共に、「さち(31)」、「使用前 へそ周り80.5cm」、「3週間使用後 へそ周り72.0cm」及び「へそ周り -8.5cm」との文字の映像、人物の腹部の本件商品②使用前の映像と共に、「使用前 へそ周り104.4cm」との文字の映像、腹囲を測定される人物の映像と共に、「へそ周り90.4センチ、マイナス14センチです」との音声、並びに人物の腹部の本件商品②使用前後を比較した映像と共に、「れおてい(31)」、「使用前 へそ周り104.4cm」、「3週間使用後 へそ周り90.4cm」及び「へそ周り -14.0cm」との文字の映像

表示例



表示例



○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 (省略)

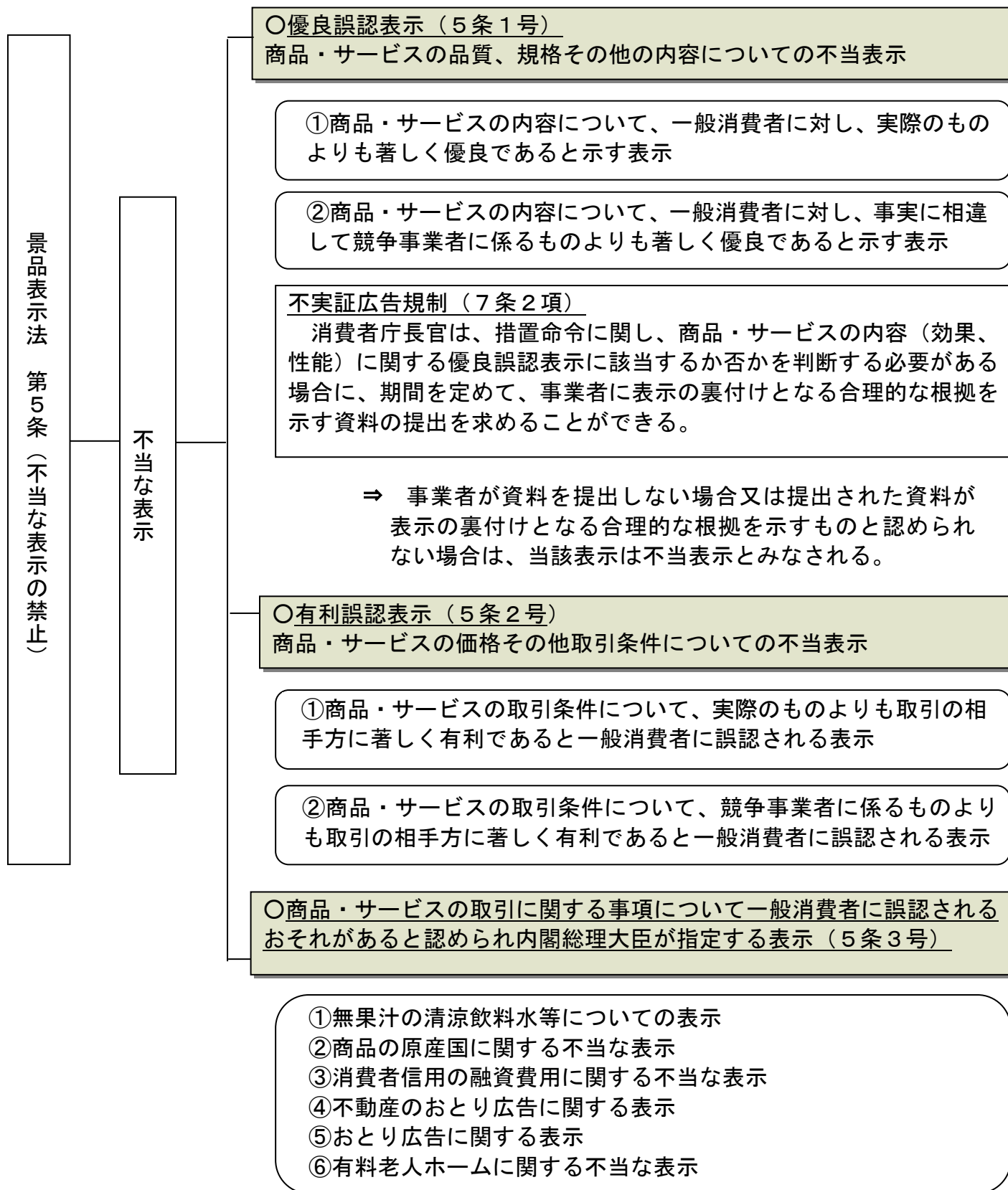
○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



消表対第1877号
令和2年12月18日

株式会社TBSグローディア
代表取締役 園田 憲 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「TBCスレンダーパッド」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成30年12月29日にBS放送を通じて放送した「プレミアムカイモノラボ」と称するテレビショッピング番組（以下「本件番組」という。）において、「今回御紹介するアイテムを使えば、寸胴ボディもたった3週間でこんなすっきりくびれボディに」及び「下腹部がなんとマイナス8.5センチ」との音声、「使用前 81.0cm」、「3週間使用后 72.5cm」及び「下腹部 -8.5cm」との文字の映像等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を腹部に使用すれば、本件商品の電気刺激によって腹部の筋肉が鍛えられることにより、特段の食事制限や激しい運動をすることなく、1日20分間の使用を3週間継続することで腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しな

ければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社TBSグロウディア（以下「TBSグロウディア」という。）は、東京都港区赤坂五丁目2番20号に本店を置き、通信販売事業等を営む事業者である。
- (2) TBSグロウディアは、本件商品を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) TBSグロウディアは、本件商品に係る本件番組の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア TBSグロウディアは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成30年12月29日に本件番組において、「今回御紹介するアイテムを使えば、寸胴ボディもたった3週間でこなすっきりくびれボディに」及び「下腹部がなんとマイナス8.5センチ」との音声、「使用前 81.0cm」、「3週間使用後 72.5cm」及び「下腹部 -8.5cm」との文字の映像等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を腹部に使用すれば、本件商品の電気刺激によって腹部の筋肉が鍛えられることにより、特段の食事制限や激しい運動をすることなく、1日20分間の使用を3週間継続することで腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、TBSグロウディアに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、TBSグロウディアは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものではないと認められないものであった。

ウ TBSグロウディアは、前記アの表示について、平成30年12月29日に本件番組において、「※効果には個人差があります」、「食事摂取に気を配り、軽微な運動を併せて行った結果です」、「※一時的な効果です」、「※他モニター3名平均値へそ周り-5.1cm 下腹部-4.4cm」及び「※モニター3名平均値 下腹部-7.2cm」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記アの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

3 法令の適用

前記事実によれば、TBSグロウディアが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> ・人物の腹部の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「今回御紹介するアイテムを使えば、寸胴ボディもたった3週間でこんなすっきりくびれボディに」及び「下腹部がなんとマイナス8.5センチ」との音声、「使用前 81.0cm」、「3週間使用后 72.5cm」及び「下腹部 -8.5cm」との文字の映像、人物の腹部の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「別の方もマイナス7.5センチと驚きの結果が」との音声、「使用前 82.4cm」、「3週間使用后 74.9cm」及び「下腹部 -7.5cm」との文字の映像、並びに「開発したのはエステティックTBC。日本全国で190店舗以上を展開。誰もが一度は耳にしたことのある大人気のエステサロンです」との音声 ・本件商品のメーカーを訪問して話を聞く2名の人物の映像と共に、「TBCが開発した自宅で楽にくびれボディが目指せるアイテムがあるって聞いてやってきたんですが」との音声及び「自宅で楽にくびれボディが目指せるアイテム!？」との文字の映像、本件商品の映像と共に、「はい、そうなんです。実はこれなんです。TBCスレンダーパッドというんですね」との音声及び「TBCスレンダーパッド」との文字の映像、「ほおー、これなんか、物自体もかなりスレンダーですね」、「でもね、見た目だけじゃなくパワーもすごいんです。TBCのオリジナルのEMSプログラムを搭載していますので、これをお腹にぺたっと貼るだけで、理想のくびれラインが目指せるんですよ」、「貼るだけで、本当ですか」及び「はい」との音声、「お腹に貼るだけで理想のくびれラインが目指せる」との文字の映像、並びに「ジェルパッドタイプなので、そのままお腹に貼るだけ、と使い方は簡単。あとはスイッチを入れてみると」との音声 ・本件商品を腹部に装着している2名の人物の映像と共に、「うおおー、きた」、「うわー、すごい」、「筋肉に届いてる感じ、すごいするんで」、「サロンで施術受けているみたいな感覚」、「痛さみたいなものじゃなくて気持ち良さ」、「本当、運動している感じ」及び「でも、運動しているときの辛さが無いのが、もうすごく」との音声、並びに本件商品を腹部に装着している人物の映像と共に、「運動している時の辛さが無いのがいい」との文字の映像 ・「実は、スレンダーパッドは、フューチャーSTREAMコースという技術の再現を目指して開発したものなんです」、「筋繊維の方向に向かって動かすことが大事なんです」及び「フューチャーSTREAMコースは、筋繊維の方向に合わせてパッドを配置していますので効率よく筋肉を動かすことができるので、お客様は寝ているだけで美しいボディライン、すっきりとしたボディラインを目指すことができます」との音声、本件商品を腹部に装着している人物の映像と共に、「スレンダーパッドは、そんな人気コースの施術を再現するように開発され、計8枚のパッドでお腹を引き締め

るために大切な腹直筋、くびれづくりに大切な腹斜筋を筋繊維の方向に合わせて同時に鍛えることができるんです」との音声

- ・「TBCの技術と知識をこれ一つに詰め込んでますので、1回20分で十分な効果が期待できると思います」及び「ほおー、20分」との音声、「1回20分で十分な効果が期待できる」との文字の映像、本件商品を腹部に装着して椅子に寝そべる人物の映像と共に、「同時に効率的に鍛えてくれるので、たった1回で効果が期待できるそう」との音声、腹囲を計測される人物の映像と共に、「果たして結果は」、「へそ周り87.3センチ マイナス5.5センチです」及び「えー、たった20分で」との音声、「使用前 92.8cm」及び「20分使用后 87.3cm」との文字の映像、人物の腹部の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「くびれが見つからなかった長尾のぽっこりお腹が、パッドを貼っていただけてくびれラインが現れすっきり」及び「一回の使用で一時的に、マイナス5.5センチ」との音声、並びに人物の腹部の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「そして、もともとスリムな体型の相沢ですが、使用前よりもはっきりくびれができ、マイナス3.8センチもサイズダウン」との音声
- ・3名の人物の映像と共に、「使い続けるとより効果的、ということで、体型に悩む方々にスレンダーパッドを3週間使っていただきました」との音声及び「スレンダーパッドを3週間体験」との文字の映像、ビールを飲んでいる人物、ケーキを食べている人物及びパンを食べている人物の映像、並びに掃除機を掛けている人物、ソファに座っている人物及び寝そべっている人物の映像と共に、「食事制限や激しい運動をすることなく普段の生活にスレンダーパッドを取り入れただけ」及び「その結果は」との音声、「使用前 81.0cm」及び「3週間使用后 72.5cm」との文字の映像、人物の腹部の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「ビール好きの■■■■さんの寸胴ボディが」、「すっきりしてくびれ、見事なくびれボディに大変身」、「たった3週間でマイナス8.5センチもサイズダウン」及び「悩みだった脇腹のお肉まですっきり」との音声、「■■■■さん(49)」、「使用前 81.0cm」、「3週間使用后 72.5cm」及び「下腹部 -8.5cm」との文字の映像、人物の腹部の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「そして■■■■さんは」、「3週間後、きれいなくびれラインを手に入れました。なんと、マイナス7.5センチとスタイルアップに大成功」との音声、並びに人物の映像と共に「苦しくもなかったし、自分で何も頑張っていないので、何もせず7.5センチはすごいびっくりですね」との音声、「苦しくもなかったし自分では何も頑張っていないので」及び「何もせず-7.5cmはびっくり」との文字の映像

消表対第1878号
令和2年12月18日

株式会社TBS グロウディア
代表取締役 園田 憲 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「トルネードRFローラー」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成31年3月17日にBS放送を通じて放送した「プレミアムカイモノラボ」と称するテレビショッピング番組（以下「本件番組」という。）において、「そこで、お腹周りでお悩みの皆さんに、軽微な運動を併せて、EMSモードで4週間使っていただきました」との音声、「使用前 へそ周り74.3cm」との文字の映像、「へそ周り63.8センチ。マイナス10.5センチです」、「1回わずか10分間の使用を4週間続けていただけでなんとマイナス10.5センチ」との音声等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身体の部位に使用すれば、本件商品によって当該部分がもみ出されるとともに温められ、かつ、本件商品の電気刺激によって当該部位の筋肉が引き締められることにより、1日10分間の使用を3週間又は4週間継続することで当該部位の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われるこ

とを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社TBSグロウディア（以下「TBSグロウディア」という。）は、東京都港区赤坂五丁目2番20号に本店を置き、通信販売事業等を営む事業者である。
- (2) TBSグロウディアは、本件商品を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) TBSグロウディアは、本件商品に係る本件番組の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア TBSグロウディアは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成31年3月17日に本件番組において、「そこで、お腹周りでお悩みの皆さんに、軽微な運動を併せて、EMSモードで4週間使っていただきました」との音声、「使用前へそ周り74.3cm」との文字の映像、「へそ周り63.8センチ。マイナス10.5センチです」、「1回わずか10分間の使用を4週間続けていただけでなんとマイナス10.5センチ」との音声等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身体の部位に使用すれば、本件商品によって当該部分ともみ出されるとともに温められ、かつ、本件商品の電気刺激によって当該部位の筋肉が引き締められることにより、1日10分間の使用を3週間又は4週間継続することで当該部位の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、TBSグロウディアに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、TBSグロウディアは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものではないと認められないものであった。

ウ TBSグロウディアは、前記アの表示について、平成31年3月17日に本件番組において、「※使用条件=1回1部位10分を1日1回以上」、「※効果には個人差があります」、「※食事摂取に気を配り軽微な運動を併せて行った結果です」、「※モニター5名平均値へそ回り-10cm」及び「※一時的な効果です」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記アの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

3 法令の適用

前記事実によれば、TBS グロウディアが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> ・人物の臀部及び顔の映像と共に、「女性を悩ませる固まったお肉やお顔のたるたる感。これらをケアするヒントを、エステティシヤンの菊池さんに伺うと」との音声、「重要なポイントが3つございます。まずはしっかり温めるということです」との音声及び「重要なポイントが3つ」との文字の映像、「うちのサロンでは、ラジオ波でまずしっかり温めていきます」、「次に、しっかりともみ流していきまして」、「最後に、EMSで筋肉を深いところまで刺激を与えて引き締めていきます」及び「こういったコースをおすすめしております」との音声、「エステで重要なポイント ①ラジオ波で肌の奥まであたためる」、「エステで重要なポイント ②もみだす」及び「エステで重要なポイント ③EMSで筋肉を刺激して引き締める」との文字の映像、並びに腹部を強調した人物の映像と共に、「エステで行えるもみだし&ラジオ波&EMSができる日本初の美容ローラー」との文字の映像 ・人物の腹部の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「お腹に当てて転がし、軽微な運動を併せて、4週間試してもらった結果、なんと11.5センチもサイズダウン」との音声、「XXXXXXXXXXさん(51)」、「使用前 へそ周り80.3cm」、「4週間使用後 へそ周り68.8cm」及び「へそ周り -11.5cm」との文字の映像、並びに「しかも、たった1台で、体のケアはもちろん、お顔のケアにも使える優れ物なんです」及び「エステの3つのケアがどのようにできるのか、大手美容機器メーカーヤーマンに向かってみると」との音声 ・「お待ちしております。原です。よろしくお願ひします」、「待っていたのは、ヤーマンの商品アドバイザー、モデルや美容家としても活躍し、奇跡の美ボディとしての呼び声も高い原志保さん」及び「今日は、こだわりの機能を搭載した日本初の美容アイテムがあるというふう聞いてきたんですけど」との音声、本件商品の映像と共に、「はい、そうなんです。こちらのトルネードRFローラーなんです」、「これ1台で、気になるボディケアはもちろんのこと、お顔のケアまでできちゃうんです」、「えっ、1台で、体も、顔もですか」、「はい。」、「ってことは、これを使えば原さんみたいなこの美ボディが私も手に入るってことですか」及び「はい、そうなんです」との音声 ・人物の腹部の映像と共に、「私、あの、こんなお腹なんですけど大丈夫ですかね」及び「はい、こちらの商品、こういったお肉のためにあるものですから、お任せください」との音声、並びに本件商品を使用している立体イメージ映像と共に、「エステで行えるケア、一つ目はもみ出し。それが、トルネードRFローラーでできる秘密は、ヤーマンの特許技術搭載のローラー部分にあるんです。この特殊な回転をするローラーが、つまむ・離すを繰り返すことで、エステティシヤンの繊細な手の動きを再現」との音声及び「トルネードRFローラーのすごさ ローラーでつまんで離す➡エステ

の手技を再現」との文字の映像

- 本件商品を使用している3名の人物の映像と共に、「おおー、効いてる感じしますね」、「もまれてるー」、「なんかちょっとあったかくなってきた感じしません」及び「汗かいてきました」との音声、本件商品を使用している人物の映像と共に、「それが重要なんです」及び「固まったお肉やデコボコ肌は温めながらケアすることが大切なんです」との音声、「スタイルアップに重要 固まったお肉やデコボコ肌➡あたためながらケアが大事」との文字の映像、並びに本件商品を使用している立体イメージ映像と共に、「エステで行えるケア、二つ目はラジオ波。トルネードRFローラーには肌を温めてくれるラジオ波も搭載。気になるデコボコ肌を奥まで温めながらもみ出ししてくれるんです」及び「更に、スイッチを切り替え、ジェルを塗って」との音声、「トルネードRFローラーのすごさ ラジオ波で肌をあたためる」との文字の映像
- 本件商品を使用している3名の人物の映像と共に、「えっ。なにこれ」、「これがEMSなんです」、「EMSは、筋肉を刺激して引き締めてくれるんです」、「あ、ほんとだ。ほんとだ」、「筋肉まで」及び「内側まで来てるー」との音声、「これがEMSなんです」との文字の映像、並びに本件商品を使用している立体イメージ映像と共に、「三つ目はEMS。EMSで筋肉を刺激しながらもみ出しケアができちゃうんです」及び「まさにエステで行える3つのケアを1台に搭載した日本初の美容ローラー。しかも、これだけの機能を搭載しているので」との音声、「トルネードRFローラーのすごさ EMSがお肉と同時に筋肉を引き締める」との文字の映像、「10分で効果を実感していただけます」、「えっ、10分で」及び「はい、10分で大丈夫です」との音声、「10分で効果を実感できます」との文字の映像、「そこで、ぽっこりお腹に悩むれおていと一緒に、トルネードRFローラーをEMSモードで10分間体験」との音声、人物の腹部の本件商品使用前の映像と共に、「使用前 へそ周り80.5cm」との文字の映像、腹囲を測定される人物の映像と共に、「へそ周り72.9センチ、マイナス7.6センチです」との音声、人物の腹部の本件商品使用後の映像と共に、「さち(31)」、「10分間使用後 へそ周り72.9cm」、「へそ周り -7.6cm」との文字の映像、人物の腹部の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「わずか10分間の使用で御覧のとおり。なんと一時的に7.6センチもサイズダウン」及び「嬉しい」との音声、人物の腹部の本件商品使用前の映像と共に、「使用前 へそ周り104.4cm」との文字の映像、腹囲を測定される人物の映像と共に、「へそ周り95.2センチ、マイナス9.2センチです」との音声、人物の腹部の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「見た目もはっきり分かるほどすっきり。なんと一時的に9.2センチもサイズダウン」、「9センチ」、「えっ、10分ですよね」及び「1分で1センチ」との音声、「れおてい(31)」、「使用前 へそ周り104.4cm」、「10分間使用後 へそ周り95.2cm」及び「へそ周り -9.2cm」との文字の映像、並びに「一か所たった10分で、全身

をケアできるトルネードRFローラー」との音声

- ・ヤーマン商品アドバイザーとする人物の映像と共に、「今、実感していただいているのは、あくまで一時的なものなんですけれど、使い続けていただくことでスタイルアップときれいなお顔を目指していただけるんです」との音声及び「継続して使えばより効果が期待」との文字の映像、人物の腹部の映像と共に、「そこで、お腹周りでお悩みの皆さんに、軽微な運動を併せて、EMSモードで4週間使っていただきました」との音声及び「トルネードRFローラーを4週間体験」との文字の映像、人物の腹部の本件商品使用前の映像と共に、「へそ周り74.3センチだった■■■さんは」との音声、「■■■さん(21)」及び「使用前 へそ周り74.3cm」との文字の映像、腹囲を測定される人物の映像と共に、「へそ周り63.8センチ。マイナス10.5センチです」との音声、及び「へそ周り63.8cm -10.5cmです」との文字の映像、人物の腹部の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「1回わずか10分間の使用を4週間続けていただいただけでなんとマイナス10.5センチ」との音声、「■■■さん(21)」、「使用前 へそ周り74.3cm」、「4週間使用後 へそ周り63.8cm」及び「へそ周り -10.5cm」との文字の映像、人物の腹部の本件商品使用前の映像と共に、「正面からだとはっそりして見えるのに、隠れぼっこりに悩んでいた■■■さんは」との音声、「■■■さん(51)」及び「使用前 へそ周り80.3cm」との文字の映像、並びに人物の腹部の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「マイナス11.5センチです」及び「御覧のとおり、驚きの変化。なんと、11.5センチもサイズダウン」との音声、「■■■さん(51)」、「使用前 へそ周り80.3cm」、「4週間使用後 へそ周り68.8cm」及び「へそ周り -11.5cm」との文字の映像
- ・「実はあの後、かぎしっぽのお二人が、3週間これを使い続けてくれたんですよ」との音声、寝そべりながら本件商品を腹部に使用する人物及び本件商品を顔に使用する人物の映像と共に、「3週間、軽微な運動と併せてEMSモードで毎日使い続けたかぎしっぽの二人。果たして変化はあったのか」との音声、「かぎしっぽ」及び「トルネードRFローラーを3週間体験」との文字の映像、人物の腹部の本件商品使用前の映像と共に、「使用前 へそ周り80.5cm」との文字の映像、腹囲を測定される人物の映像と共に、「へそ周り72.0センチ、マイナス8.5センチです」との音声、人物の腹部の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「さち(31)」、「使用前 へそ周り80.5cm」、「3週間使用後 へそ周り72.0cm」及び「へそ周り -8.5cm」との文字の映像、人物の腹部の本件商品使用前の映像と共に、「使用前 へそ周り104.4cm」との文字の映像、腹囲を測定される人物の映像と共に、「へそ周り90.4センチ、マイナス14センチです」との音声、並びに人物の腹部の本件商品使用前後を比較した映像と共に、「れおてい(31)」、「使用前 へそ周り104.4cm」、「3週間使用後 へそ周り90.4cm」及び「へ

そ周り - 14.0 cm」との文字の映像